



金 沢 市 公 報

号外第17号の2

令和元年(2019年)10月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部改正について (地域長寿課)	1
○平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部改正について (食肉衛生検査所)	1

○平成22年告示第121号(金沢市における夜間景観の形成に関する条例の規定に基づく照明環境形成地域の指定及び当該地域ごとの照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び当該区域ごとの夜間景観形成基準について)の一部改正について (景観政策課)	1
● 教育委員会告示	
○昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部改正について (教育総務課)	2
● 選挙管理委員会告示	
○昭和39年選挙管理委員会告示第18号(金沢市選挙投票区)の一部改正について (選挙管理委員会)	2

告 示

●金沢市告示第178号

平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から効力を有するものとします。

令和元年10月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

表金石地区の項中「金石味噌屋町」の次に「、金石新町、金石今町、金石海禅寺町」を加える。

●金沢市告示第179号

平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から効力を有するものとします。

令和元年10月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

指定区域中「金石相生町」を「金石相生町 金石今町 金石海禅寺町」に、「金石下本町」を「金石下本町 金石新町」に改める。

●金沢市告示第180号

平成22年告示第121号(金沢市における夜間景観の形成に関する条例の規定に基づく照明環境形成地域の指定及び当該地域ごとの照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び当該区域ごとの夜間景観形成基準について)の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から効力を有するものとします。

令和元年10月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

第1項の表2の項中「金石相生町」の次に「、金石今町、金石海禅寺町」を、「金石下本町」の次に「、金石新町」を加え、同表7の項中「片町2丁目」の次に「、金石今町、金石海禅寺町」を、「金石下本町」の次に「、金石新町」を加える。

第4項の表2の項中「金石相生町」の次に「、金石今町、金石海禅寺町」を、「金石下本町」の次に「、金石新町」を加える。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第3号

昭和56年教育委員会告示第5号（金沢市立小学校児童通学区域）の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から効力を有するものとします。

令和元年10月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表金石町小学校の項中「金石味噌屋町」の次に「、金石新町、金石今町、金石海禅寺町」を加える。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

●金沢市選挙管理委員会告示第37号

昭和39年選挙管理委員会告示第18号（金沢市選挙投票区）の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から効力を有するものとします。

令和元年10月31日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第46投票区の項中「金石北4丁目」の次に「、金石新町、金石今町、金石海禅寺町」を加える。

令和元年(2019年)10月31日	印刷	発行人	金 沢 市
令和元年(2019年)10月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄